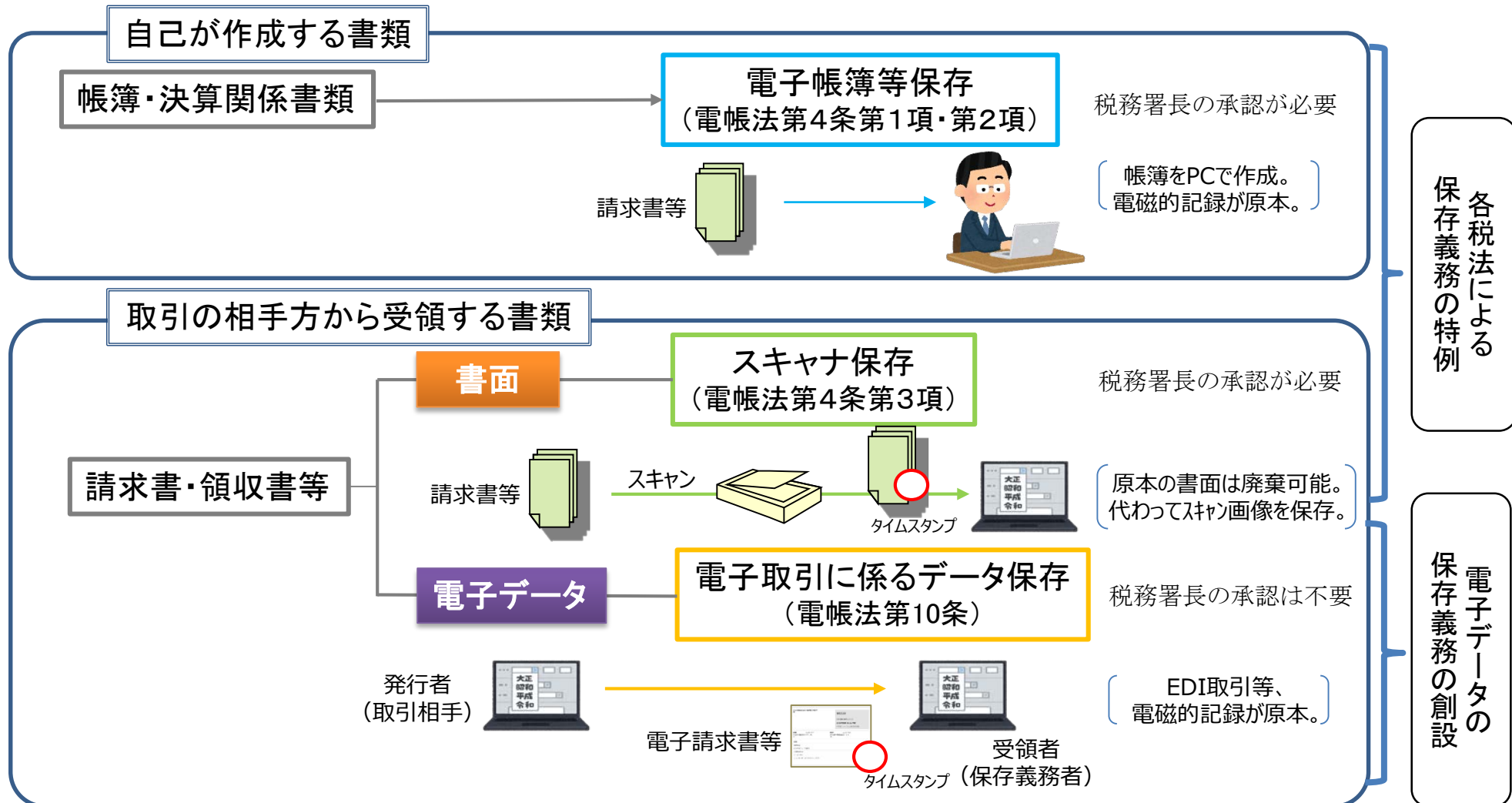


電子帳簿保存法における国税関係帳簿書類の保存の類型

- 電子帳簿保存法は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点からの要件が設けられており、このため、より事後検証可能性の高い、信頼性の高いものとなっている。
- 電子帳簿等保存とスキャナ保存については、各税法に定める帳簿等保存義務の特例として一定の要件の下で承認に基づきデータによる保存を認めるものである一方、電子取引に係るデータについては電帳法において保存義務を創設。
- なお、電子帳簿等保存とスキャナ保存については、承認制によりその適用に係る予見可能性や法的安定性を確保。



電子帳簿等・スキャナ・電子取引に係るデータ保存

- 「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」「電子取引に係るデータ保存制度」は、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。
- これまでは紙の領収書等を授受する商慣行を前提に、スキャナ保存制度の要件緩和・対象拡大が図られてきたが、生産性向上や正確性確保の観点からは、電子的な領収書等の授受(電子取引)が望ましく、令和2年度改正ではその要件緩和が講じられた。

・電子帳簿等保存制度

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等が可能(平成10年度税制改正で創設)。

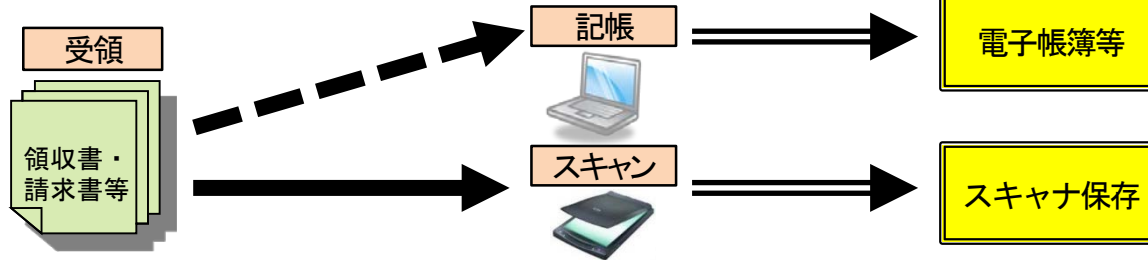
・スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能(平成17年度税制改正で創設)。

・電子取引に係るデータ保存制度

所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、一定の要件の下、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない(平成10年度税制改正で創設)。

(電子帳簿等保存制度・スキャナ保存制度のイメージ)



平成27年度改正：スキャナ保存制度の対象拡大・要件の見直し
(3万円以上の領収書等を対象に追加等)

平成28年度改正：スキャナ保存制度の要件緩和
(スマホ等による社外における読取りを認容等)

令和元年度改正：スキャナ保存制度の対象拡大
(平成31年度改正) (一定の要件の下、書類の種類ごとに1回に限り、過去の重要書類のスキャナ保存を可能化)

【令和2年度改正】：電子取引に係るデータ保存制度の要件緩和
(ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合のタイムスタンプ不要化等)

主な要件

- **真実性の確保**
 - ・訂正・加除履歴の確保
 - ・帳簿間での記録事項の相互関連性の確保
- **可視性の確保**
 - ・見読可能装置の備付け
 - ・システム関係書類の備付け
 - ・検索機能の確保
- **真実性の確保**
 - ・入力期間の制限
 - ・一定水準以上の解像度及びカラー画像での読取り
(一般書類は、グレースケール可)
 - ・タイムスタンプ
 - ・適正事務処理要件(重要書類の場合)
- **可視性の確保**
 - ・帳簿との相互関連性の確保
 - ・見読可能装置の備付け
 - ・システム関係書類の備付け
 - ・検索機能の確保

電子帳簿等保存制度の主要要件の考え方

基本的考え方

- 電子帳簿等保存制度は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者の国税関係帳簿書類の保存に係る負担の軽減等を図るために、その電磁的記録等による保存等を容認しようとするもの。
- 納税者における国税関係帳簿書類の保存という行為が申告納税制度の基礎をなすものであることに鑑み、あらかじめ税務署長等の承認を受け、かつ、真実性・事後検証可能性といった、適正公平な課税の確保に必要な一定の要件に従った形で、電磁的記録等の保存等を行うことを条件としている。

個々の要件の考え方

- 真実性確保の観点からの電子帳簿等保存の要件
 - ① 帳簿に係る記録事項について訂正又は削除を行った履歴を残すことで、記録事項の改ざんを防止。
 - ② 帳簿間での記録事項の相互関連性を確保することで、帳簿組織の真実性を確保。
- 可視性確保の観点からの電子帳簿等保存の要件
 - ③ 取引年月日や取引金額などの主な記録事項によって検索することができる機能を確保することによって、事後検証の際に必要な情報の確認を可能とする。

⇒ 電子帳簿については、データだけでは可視性・一覧性がない等、紙とデータとではその性質に違いがあることに鑑みて、各種の要件が設けられている。

適正な記帳の確保に向けた方策を進めていく観点からも、これらの要件を備えた信頼性の高い電子帳簿は重要な役割を担っている。

なお、こうした電子帳簿保存に対するインセンティブ措置として、65万円の青色申告控除を受けることができる。(通常は55万円)

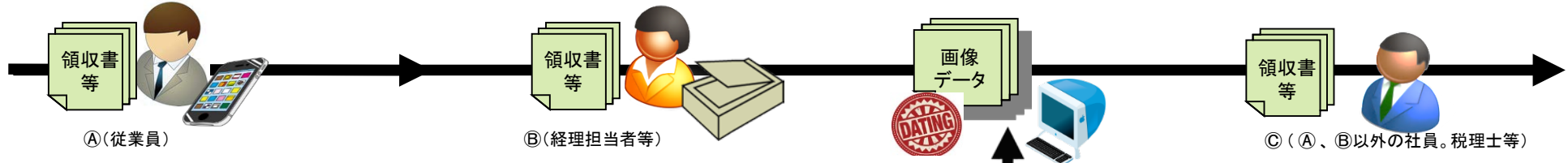
スキャナ保存制度の主要要件の考え方

○ スキャナ保存制度は、紙の領収書等をスキャンして作成した画像データを保存することにより、その「原本である紙」を廃棄することを可能とするもの。そのため、「コピーであるデータ」と「原本である紙」との同一性を担保し、改ざん(注)を防止する等の観点から各種の要件が設けられている。

(注:例えば、受領した紙の領収書の金額を改ざんした上でスキャナ保存、紙原本を廃棄している場合、改ざん事実の事後的な確認が困難になる恐れ。)

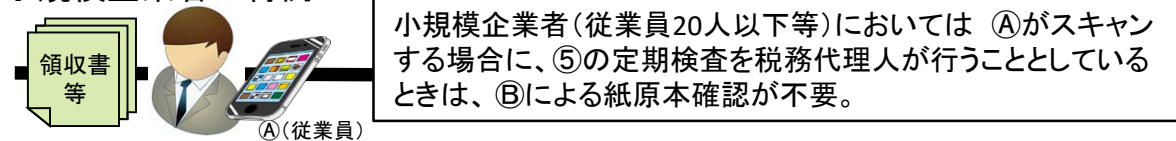
○ スキャナ保存の対象となる領収書等の書類は、取引等の事実関係を裏付ける原始記録であり、その真実性を確保しつつ、速やかに記録(記帳)に反映されることが重要となる。

《一般的な流れ》



- | | | | |
|---|--|------------------|--------------------------|
| ① (A)がスキャンする場合には、領収書等へ自署した上で、(B)による紙原本確認を前提に、概ね3営業日以内にタイムスタンプ付与までの期間を制限 | ② (B)がスキャンする場合には、紙原本確認を前提に、最長2か月と概ね7営業日以内にタイムスタンプ付与までの期間を制限。 | ③ 一定以上の解像度見読可能装置 | ⑤ (A)、(B)以外の第三者が紙原本を定期検査 |
|---|--|------------------|--------------------------|

《小規模企業者の特例》



小規模企業者(従業員20人以下等)においては (A)がスキャンする場合に、⑤の定期検査を税務代理人が行うこととしているときは、(B)による紙原本確認が不要。

○ 適正性確保の観点からのスキャナ保存の要件

① 及び② 書類の取得から一定期間内にスキャナによる保存を行うことで、原本に対する改ざん可能時期を制限するとともに、①の場合については受領者に署名させることにより使い回し等の不正利用を防止。

③ 一定水準の解像度、ディスプレイ等の備付けにより、紙と同程度の文字・色の再現性を確保。

④ タイムスタンプの付与により、それ以後のスキャナデータに対する改ざんを防止。

②及び⑤ 異なる担当間でチェック機能を働かせる仕組みにより、改ざんを防止。

⇒ スキャナ保存データの信頼性確保のために上記の措置が設けられており、ペーパーレス促進の観点から仮に紙原本の確認が前提の要件を緩和するのであれば、その一方で、代替となる改ざん抑止措置も講ずる必要。